

漁業村落内における

二つの流れ

——本年 質題によせて——

勝 又 猛

「研究通報」35号において福武会員は、本年 の課題がこれまで以上に実践的な意味をもたらなければならないことを強調され「五つの問題点」を上げておられる。「政治と農民」の問題を追求するときまさしくいつれも重要な問題点ではなかろうか。

そこで、本年の課題を考えながら昨年から本年にかけて調査したいくつかの漁村・農村から得たきらやかな体験を通してこれらの問題を考えてみることにしたい。もちろんこれら

の結果は後日分析・検討を加え年内に発表されるものがあるので、調査記録の羅列以上ものでないことを深くお詫びしなければならない。

農業をうけとめる住民の波を町村の段階から、さらに部落の段階に下げて、そのインタークレード・システムを報告の主点におくことにする。

○部落内の二つの流れ

伊豆半島の先端地域は遠洋漁業に漁民の大半がかかる漁村と夏場の漁港に年間収入のすべてをかける漁村が多い。松崎町は部落は後者の類型に属する漁村である。主要生産物は天草採取で、東海岸、白浜部落と並んで伊豆天草生産の双肩であるといわれ、最近の生産高は白浜より優位にある。

漁し、午後のことば漁協役員に一任する。

半がかかる漁村と夏場の漁港に年間収入のすべてをかける漁村が多い。松崎町は部落は後者の類型に属する漁村である。主要生産物は天草採取で、東海岸、白浜部落と並んで伊豆天草生産の双肩であるといわれ、最近の生産高は白浜より優位にある。

一番草の終期を出漁者の意見を聽して決定し、一番草の再開迄休漁とする。

二番草再開の時期は漁協役員に一任する。

伊豆天草生産の双肩であるといわれ、最近の生産高は白浜より優位にある。

一番草の終期を出漁者の意見を聽して決定し、一番草の再開迄休漁とする。

(3) 繁殖保護としての休漁規定
漁協各役員に一任する。

(4) ほら漁との調整 前文略
細部は網組合、

(5) 取扱について 概算払取歩は後刻近隣の状況を観察の上決定することとし、その額は

に「マンガ」はつしに就業するため9隻となる、(2) マンガ船は83隻、(3) 海女(タンボ)

(通年)3人となつてゐる。

こうした漁業部落における漁業協同組合の經營を特に問題として取上げなければならぬ。

い。漁協の内規から若干の問題を拾つてみると、

(1) 漁業の制限、海女の保護区域として地域を指定して干潮時水深四尋以内を設定している。マンガ船の操業指定区域内に潜水機船の入域を厳禁している。但しマンガ船は潜水機船の操業区域内で自己操業できる。

(2) 境界の採取方法 出漁日数は三日間間数を三分じ、三日間に一日宛出漁する。マンガ業者は一世帯につき二人以内。

(3) 新規企業の認可 一以下略一

(4) 潜水器の企業と使用台数 企業台数十一台

使用台数九台(一日)

(5) 出船時の調整 一以下略一

(6) 出漁人員並使用漁船の制限
一日一世帯の出漁者は三人迄とし、使用漁船は共同經營を含めて一世帯一隻以内とする。

(7) 出船時の調整 一以下略一

(8) 新規企業の認可 一以下略一

(9) 潜水器の企業と使用台数 企業台数十一台

この外、生草の海域について、マンガ外しについて、共同寄草、寄草解、寄草特殊海草の場合の潜水器の特例について、寄草の細部事項について、等も定められている。

昭和二十八年より定められた出漁人夫一戸三名の制限、一戸一隻などの生産活動の制限を監督し、生草の乾燥、包装、入札・販売などをすべて漁協の經營によるわけである。し

海女は初日第一日、二人の制限内に於て出

かまく利潤分配、倉庫従業員一四〇名の賃金支払など一切のマネイジが主に漁協役員に任せられている。

海上輸送一本に頼る邊地村落の村落生活は、まさに生産・消費生活の中枢をこの漁協に託している現状である。

当然のことながら、漁協役職員の椅子をめぐつて、この部落の支配構造は変貌してきた。組合長、理事、監事、浜監理、船世話人など十一名の漁協役員のリーダー層がトップに位付けられ、旧家の旧家、本家層によるリーダーシップは生産部門のリーダー層によつて交替を余儀なくさせられた。しかし、これら新しいリーダー層は必ずしも上層漁家ではない。これは生産を制限する内規——この部落の漁業の基本規定——が妥当のものであつて、これを認めることが、または厳守することを強要する漁民層の代表者によつて占められる。他方、新しい技術を導入して生産向上を目指し、自由意志を望む上層漁家との対立がみられるわけである。こゝに漁場共有と個別経営体の諸問題から派生する地先漁村の支配構造を規定諸条件が考えられるわけである。現在までこうした漁民層の分解をコントロールしてきた漁協が当面する政府の水産新政策をどう受け入れるかが問題となろう。

政府の打出した、(沿岸漁業総合振興対策、

(中小漁業經營安定対策)の内容が弱小漁家の

に対してである。具体的施策をみなければ一概にいえないとしても、現在当面する漁村の

転業を意図し、沿岸漁業構造を根本から変革させるであろう。特に(1)については、「漁業

調整組合制度を創設し、許可制度の運用と相まって、休漁期間の設定、積載数量の制限など漁業者による生産調整を実施する、さらに

漁家を含む漁民——約四割をいう——が水産

生産調整を容易にするため漁業調整基金を設ける」と構想している。転業資金の貸付制度、漁業調整基金をめぐつて、漁民一人一人が水産新政策の綱にどのようにかゝっていくであ

るか、やがて漁民層分解が必然的に前述漁村などにも現象するであろう。再転、三転す

るであろう漁村の支配構造なり、リーダーシップの性格なりも、水産新政策の嵐をどの

もののような事態を招来しては根底からゆさぶられることは必至とみなければならない。

このような第一の意識の問題と第二の行動の問題の対立抗争が水産新政策の名のもとに未端漁協の段階においても近き将来の問題となるであろう。

そこで、「近代的漁村建設」の構想はE部向上を意図する、淘汰政策である。これら政策をめぐつてE部落の漁民はどのように変わらるであろうか。現在のリーダーシップを握る漁協役員の指導理念と背反する第一の問題は

「近代的養殖業および生産性の高い漁業漁業を中心とした近代的漁村を建設し、沿岸漁業の産業化を確立していく」という政府の方針

他面、従来の沿岸漁業振興対策事業である

浅海漁場の改良、人工採集装置、共同利用加工施設などは一体どうなつたであろう。E部落も角名投入を行つてはいるがこうした旧来

施策に全く目を隨い、新しい施策に目をうばわれている間にフルイにかけられた脱落漁民が続出することになる。こうした漁民をいかにするか、具体的な新政策こそ、そこに打出されなければならないではなかろうか。

E漁村の「漁民と政治」の問題を考えたとき漁協と上層漁家二つを含むむかる辺地漁村の一つのメカニズムもあつけなく、見えざる網にひっくられ、こゝに投票という重大な政治への参与が水泡に帰するようなことであつてはならないであろう。危惧するところは農村・山村にも無数にあることだけは、ささやかな体験だがいつも知らしてくれる。

〔附記〕これと比較して北海道道南地方E町E部落の対流する、二つの流れ、をも加える予定であったが紙幅の関係で後日発表される予定であるのでそれに詳細を譲る。
町議、農委、漁協理事の選出を契機として頗在化する支配構造は旧地主・親方層—イツケ・マキを中心とした一に代る新興上層漁家層の船頭にからみ、農協青婦人層が対抗して農委・漁協理事を当選させてくる。これらのインターナル・システムの変

貌過程がどのようなメカニズムを形成してきたかを問題にして、漁協・普及所などのかわり具合をみていく予定であった。

また、宮城県北E町の部落の氏神の祭祀組織が部落体制にそのままに移行している部落とか、仙台市近郊の部落の契約構は部落を含めた各組織を内部的に位置付け、市政、漁協指導事業なども部落段階は契約講長を通して各組織・集団に流れてくる。しだがつて農政の渗透も部落ぐるみの契約講において屈折自在に変容するこうした部落は一つなり、という村落の二・三事例をも紹介して、本年度の課題に期待する一会员の問題を列記してみたかつたのである。